

フェローに関する規程

2006年9月29日 制定

2006年12月6日 改正

(目的)

第1条 社団法人人工知能学会(以下、本会という)は、人工知能分野において、学術、学会活動、関連事業に関し、その発展に多大な功績のあった正会員を顕彰するため、「人工知能学会フェロー(以下、フェローという)」の称号を設ける。称号の授与により、会員の過去の貢献に対して尊敬と感謝の意を示すとともに、会員がフェローとしての矜持を保ち更に積極的に自ら事業に参画し、以って本会の活性化を図ることを目的とする。

(身分)

第2条 フェローは称号であって会員の種別としない。

(資格)

第3条 フェロー候補者の資格は、授与対象年の3月末日において、正会員歴が5年以上であり、第1条の目的に適合する者とし、年齢は問わないものとする。

(募集)

第4条 候補者の募集は、隔年1回行うものとする。

(推薦)

第5条 フェローの選定は、正会員の記名推薦に基づくものとする。推薦は、原則として本会累積在籍10年以上の正会員1名以上による他薦とし、自薦は認められないものとする。

(選定)

第6条 フェローの選定は、フェロー選定委員会(以下、選定委員会という)が前条に基づき推薦を受けた候補者の中から、別に定める「フェロー選定基準」に従い、行うものとする。

(認定)

第7条 選定委員会は、選定の報告を本会理事会に対し行い、理事会は選定委員会の報告を受け、フェローを認定する。本会会長は、フェロー認定証並びにフェロー章を当該認定会員に対し授与することにより、フェローの称号を授与するものとする。

2 前項のフェローの授与は、全国大会においてフェロー認証状の贈呈をもって行う。

(フェローの数)

第8条 フェローの数は正会員数の約2%を上限とし、本規程施行日以降、会員数が著しく増減した場合にはこの数を見直すこととする。

(維持・継続)

第9条 フェローとして第1条の目的にかなう活動を継続している場合は、フェローの称号を継続することができるものとする。

(付 則)

第1条 本規程および第6条による「フェロー選定基準」の改廃は、理事会の議決により実施する。

第2条 本規程は2006年10月1日から施行する。

フェロー選定基準

2006年9月29日 制定
2006年11月27日 改正

第1条 候補者推薦にあたり、推薦者は、被推薦者の業績を的確に判断できる2名以上の評価者を選出し、推薦書に記す。評価者は候補者と異なる機関⁽¹⁾から選ぶこととする。評価者としての有資格者は、本会の名誉会員及びフェロー会員とするが、本会該当有資格者が10名に満たない場合、本会理事会による承認をもって、本会正会員の中から別途評価者を選定できる。

但し、有資格者であっても下記の任期中の者は、評価者としての資格を持たないものとする。

・フェロー選定委員会（以下、選定委員会）委員

第2条 本会理事および選定委員会は、任期中は被推薦者の資格をもたない。

第3条 推薦書は、推薦者が送付するものとし、1月末日までに（当日消印有効）学会事務局に到着していることを選定の条件とする。

第4条 選定委員会は、推薦書に記された評価者に評価シートを送付する。評価者は、2月末日までに（当日消印有効）学会事務局に評価シートを送付する。

第5条 選定委員会は、以下の観点から被推薦者の審査を行う。

（イ）工学的・科学的先駆者、学会活動推進者、技術開発指導者、あるいは教育者のうち、いずれかの（複数可）立場での貢献

（ロ）業績を示す具体的資料（論文、特許、その他公開可能な文献・資料など）

注釈（1）

ここで同一機関とは、同一所在地、同一名を持つ機関（企業、大学、研究機関など）を指す。また、所属機関は主として所属している機関を指し、副として兼務している機関は除外する。